

令和2年八千代市農業委員会

第12回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和2年八千代市農業委員会第12回総会議事日程

- 開催日時 令和2年11月9日(月)午後2時30分～午後3時13分
開催場所 八千代市役所新館6階 第4会議室
日程第1 議事録署名人の選任
日程第2 議案上程(議案第1号～第4号, 報告第1号～第3号)
日程第3 議案審議及び採決

◆議 題

- 議案第1号 農地法第5条の件(県許可分)
議案第2号 農地法第3条の件
議案第3号 農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
報告第1号 会長決裁事項の報告
農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号 事務局長専決事項の報告
農地法第4条届出書の件
報告第3号 事務局長専決事項の報告
農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (13名)

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 市川和彦 | 2 黒崎玲子 | 3 島村隼人 |
| 4 鈴木正範 | 5 安原清 | 6 將司実 |
| 8 佐藤孝之 | 9 花島淳 | 10 立石勝則 |
| 11 稲垣哲也 | 12 間野恵一 | 13 齋藤孝一 |
| 14 小名木伸雄 | | |
- (欠席委員: 7 加茂太郎)

◆出席農地利用最適化推進委員 (13名)

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 1 黒澤京子 | 2 小林正樹 | 3 立石猛 |
| 4 綱島和朗 | 5 吉橋清一 | 6 鈴木美登 |
| 7 志田啓佑 | 8 戸田真一 | 9 長岡勇 |
| 10 立石秀夫 | 11 中基保美 | 12 今井茂 |
| 13 櫻井正浩 | | |

◆事務局（4名）

局長 村田 順儀

次長 石原 雄二

主事 樽見 侑樹

主事 柳田 惇

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いいたします。</p> <p>皆さん着用していますよね。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、</p> <p>農業委員は14名中、13名、推進委員は12名中、12名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年八千代市農業委員会第12回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>9番 花島委員、10番 立石勝則委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 農地法第5条の件、県許可分については申請が2件ありますが、2件は関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。</p> <p>それでは、1番及び2番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p>

議長	<p>【1番及び2番 申請人入室】</p> <p>申請代理人の方ですか。</p>
代理人	はい。
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番及び2番）</p> <p>本件は、10月30日、地区担当の鈴木委員と綱島推進委員、11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。勝田大作の畑で勝田台公民館の南西約120メートルに位置しています。土地利用計画図は次の2ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、土地の有効利用を検討した結果、今後、作付けの予定がないため、建築条件付売買予定地として計画したいとするものです。</p> <p>建築条件付売買予定地とは、一定期間内に指定された建築業者と、建築請負契約を成立することを条件に、売買される土地をいいます。</p> <p>土地の選定理由は、土地の形状や周囲の環境を考慮し選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は、農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ヘクタール以上あり、第1種農地に該当しますが、水管、ガス管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域にあることと、申請地からおおむね500メートル以内に2カ所以上の教育施設、医療施設その他の公共施設があることから、第3種農地にも該当します。この場合には第3種農地が優先されるため、第3種農地と判断される土地です。第3種農地は原則許可となります。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、境界には土留めを設置し、土砂等の流出を防止すること、日照、通風への影響は、隣接地との高低差が最大2.3メートル程度ありますが、隣接地の所有者との話し合いにより今後、隣接農地の嵩上げを行うことで、協議が済んでいる</p>

	<p>こと、上水道は、市営水道より給水すること、雨水排水は、開発区域内に浸透施設を設置し、オーバーフロー分を新設道路及び既設の道路内のU字溝へ放流し、汚水及び雑排水は、合併処理浄化槽にて処理すること、工事中は周囲に防塵ネット等を設置し、関係者以外の立ち入りがないように注意して作業すること、また、工事車両の誘導員を配置することを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 鈴木正範委員どうぞ。</p>
鈴木正範委員	<p>4番 鈴木です。</p> <p>去る10月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされておらず、雑草が伸びてしまっており、農地としての確認ができませんでしたので、草刈し適切に管理されている状態にするよう指導しました。</p> <p>その後、申請代理人から草刈をしたとの報告があった旨、事務局から連絡があり、現地を確認したところ指摘事項は改善されておりましたので問題ないと考えます。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、申請地は市街化区域に近接し、インフラが整備されている区域にあり、今後耕作の予定もなく、土地の有効利用を検討したとのことですので、今回の申請について転用は止むを得ないと考えます。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 稲垣委員どうぞ。</p>
稲垣委員	<p>12番 稲垣です。</p> <p>二点お聞きしたいのですが、宅地造成後の販売スケジュールを教えてください。もう一つは、隣接土地所有者の要望により、今後、隣接農地の嵩上げを行うとのことですが、どのような計画を予定していますか。</p>
代理人	<p>スケジュールとしましては、12月の頭くらいに農地転用の許可が出るというの見込んでおり、許可後に造成工事を開始します。それから4か月</p>

	<p>後に造成工事が完了し、来年の4月あたりから建築に入っていくと思います。約1年で完了するような予定で事業主は考えております。</p> <p>隣接農地の話ですけれども、〇〇さんと〇〇さんと現地で話をしまして、〇〇さんの土地の方がだいぶ低くなってしまいますので、そちらを盛土して農地造成をするような手続きを今後とる予定でおります。これは、開発の検査済みが出る前に申請いたしまして、完了時期は一緒になるような形を考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>地図の左側の隣接している土地との高低差が結構あって、かさ上げすることですけれども、雨水について、土留めの擁壁は、この宅地造成の中に調整池とかがないのですが、水抜き穴から隣地の畑にこぼれるような形になるのですか。</p>
代理人	<p>今はまだ隣地のかさ上げはしていない状態なのですが、今後かさ上げをして、ブロック程度の土留めで済むような高さまで盛土をしますので、水抜き穴などがないような形になります。</p>
花島委員	<p>では、宅内の水は、排水に行く形になるわけですね。擁壁の方には、水抜き穴はないということですね。</p>
代理人	<p>はい。</p>
花島委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請代理人は退場してください。</p>

議長	<p>【1番及び2番 申請人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより議案第1号について、一括して討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第3条の件については申請が3件ありますが、申請番号1番及び2番は関連する案件であるため、一括して説明、審議及び採決を行います。 それでは、1番及び2番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番及び2番） 本件の申請内容は、土地の売買取得です。 場所は、案内図3ページをご覧ください。吉橋勘子山の隣接した畑2筆で、花輪橋の東約470メートルに位置しています。 現地調査は10月30日、地区担当の安原委員と吉橋推進委員、11月の現地調査班で行いました。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 農作業常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。 下限面積要件は、現在の耕作面積は63,395平方メートルですので、すで</p>

	<p>に 30 アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>吉橋推進委員どうぞ。</p>
吉橋 推進委員	<p>推進委員の吉橋です。</p> <p>去る 10 月 30 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第 2 号の 1 番及び 2 番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第 2 号の 1 番及び 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p>

	<p>よって、議案第2号の1番及び2番については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号3番について、審議及び採決を行います。 申請番号3番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（3番） 本件の申請内容は、土地の贈与による所有権移転です。 場所につきましては、案内図4ページをご覧ください。島田台間見穴の畑1筆で、島田台病院の東約450メートルに位置しています。 現地調査は10月30日、地区担当の戸田推進委員と11月の現地調査班で行いました。 申請理由は、親子間の土地の贈与です。 農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地および貸付地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 農作業常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。 下限面積要件は、現在の耕作面積は16,920平方メートルですので、すでに30アール要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。 なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 戸田推進委員どうぞ。</p>
戸田 推進委員	<p>推進委員の戸田です。 去る10月30日、地区担当の私と月担当の現地調査班で調査を行いました。 現地は梨畑として、適切に管理されておりました。 本件については、永年、農業経営を行っている親子間の贈与になりますので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p>

	<p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第2号の3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の3番については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>●議案第3号 農用地利用集積計画審議の件、 事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（1番） お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和2年第12回総会議案第3号案内図の1ページをご覧ください。 本件の申請内容は、場所は萱田菅地下の隣接した田2筆で、宮内橋の北西約220メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。期間は3年となっております。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、年間で米一俵です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は150日となっております、150日以上を満たしています。 説明は以上です。</p>

<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（２番） 続きまして、案内図の２ページをご覧ください。 本件の申請内容は、場所は吉橋芝山の隣接した畑２筆で、花輪橋の東約 320メートルに位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。期間は３年となっております。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、１反あたり12,000円です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はあり ません。 「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題は ありません。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第３号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第３号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙 手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第３号については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>●議案第４号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件</p>

	<p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件は、10月30日、地区担当の戸田推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は、現地調査案内図の5ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されていまして、利用状況について「議案第4号添付資料」の1ページから2ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>去る10月30日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願いたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番）</p> <p>本件は、10月30日、地区担当の鈴木委員、綱島推進委員と11月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は、現地調査案内図の6ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されていまして、利用状況について「議案第4号添付資料」の3ページから4ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>綱島推進委員どうぞ。</p>
綱島	<p>推進委員の綱島です。</p>

推進委員	<p>去る 10 月 30 日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の 20 年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さんのご審議，よろしくお願いいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（3 番）</p> <p>本件は，10 月 30 日，地区担当の黒崎委員と 11 月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が 20 年の満了を迎えるため，その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は，現地調査案内図の 7 ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果，農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので，利用状況について「議案第 4 号添付資料」の 5 ページから 7 ページのとおり，税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>2 番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎 委員	<p>2 番 黒崎です。</p> <p>去る 10 月 30 日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので，納税猶予の 20 年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さんのご審議，よろしくお願いいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（4 番）</p> <p>本件は，10 月 30 日，地区担当の市川委員，黒澤推進委員と 11 月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が 20 年の満了を迎えるため，その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は，現地調査案内図の 8 ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果，農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので，利用状況について「議案第 4 号添付資料」の 8 ページから 11 ページのとおり，税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p>

市川委員	<p>1 番 市川委員どうぞ。</p> <p>1 番 市川です。 去る 10 月 30 日に現地調査等により確認を行いました。 対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の 20 年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われま</p>
次長 局長	<p>議案朗読（5 番）</p> <p>本件は、10 月 30 日、地区担当の今井推進委員と 11 月の現地調査班で調査を行いました。 相続人の納税猶予が 20 年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。 場所は、現地調査案内図の 9 ページをご覧ください。 調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、利用状況について「議案第 4 号添付資料」の 12 ページから 15 ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 今井推進委員どうぞ。</p>
今井 推進委員	<p>推進委員の今井です。 去る 10 月 30 日に現地調査等により確認を行いました。 対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の 20 年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われま</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第 4 号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、 事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、 事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番及び2番）</p>
議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、</p>

	事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から8番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、八千代市農業委員会だより第45号の配布について、広報委員会の佐藤委員から説明をお願いします。
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>第45号の「八千代市農業委員会だより」の配布についてお知らせいたします。皆さんのお手元に農業委員会だよりが配られていると思いますが、これまでに討議を重ね、第45号が出来上がりました。</p> <p>農業委員の皆さんには黒い手提げ袋が用意してあります。この中に担当地区の名簿と農業委員会だよりが入っている封筒を入れてありますので、ぜひ同じ地区担当の推進委員とご相談のうえ、農家の皆さんに配布をお願いいたします。名簿につきましては、配布する際の記録簿としてご利用ください。ただし、個人情報ですので、取り扱いには十分ご注意願いたいと思います。</p> <p>なお、名簿に郵送先が記載されている方や、配布の必要がない旨の記載がされている方につきましては、配布していただく必要はありません。</p> <p>なお、農業委員会だよりは、配布する以外に、事務局のカウンターに設置しますが、農協、農業交流センター及びふるさとステーションにも設置していただく予定ですので、ご承知おきください。</p> <p>最後になりますが、手さげ袋、名簿、余った農業委員会だよりは、12月の総会で事務局へ必ずご返却くださいますようお願いいたします。</p> <p>皆さんお忙しいところ申し訳ありませんが、ご協力をよろしく願います。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>2番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。</p> <p>時期柄、来月の台帳調査と合わせて配布でもよろしいでしょうか。</p>
議長	広報委員長どうぞ。

間野委員	お忙しいところ申し訳ないのですが、なるべく早いうちに情報を伝えられればと思っておりますので、できる範囲で結構ですのでよろしく願いいたします。
黒崎委員	はい。わかりました。
議長	今月中ということによろしいですか。
間野委員	はい。できれば今月中にお願いします。
議長	他に質問等ありますか。
	【「質問なし」の声あり】
議長	質問等がないようですので、質疑を終わります。 各委員におかれましては、農業委員会だよりの配布をお願いします。 佐藤委員ありがとうございました。
議長	以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。
次長	事務連絡 ○農業者年金加入推進対策会議の開催について ○令和2年度第4回「農の雇用事業」募集のお知らせについて ○「令和2年7月豪雨災害義援金」募集のお知らせについて ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について 12月11日（金）午後1時30分から 市役所 新館6階 第4会議室 現地調査：12月3日（木）午後1時15分に事務局集合 担当委員：花島委員，立石勝則委員 ○その他
議長	以上で令和2年第12回総会を閉会します。

